

川口土地区画整理事業計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

本事業は、首都圏物流の効率化等を目的とし、圏央道（首都圏中央連絡自動車道）八王子西インターチェンジ近傍に流通・産業拠点を整備するものである。

事業計画地は、「東京都西南部の流通業務施設に関する整備方針」（平成20年5月、東京都）において、流通業務施設の候補地の一つとして挙げられている、八王子市川口町、上川町、美山町及び西寺方町地内の約170ヘクタールである。

事業計画地内では過年度にオオタカの営巣が確認されたことなどから、事業者等により計画地内及びその周辺に生息する重要な種及びその生息環境に関する追跡調査が実施されている。

平成25年4月から導入された配慮書手続は、可能な限り早期の段階において、できる限り位置等の複数案を設定した上で、環境の保全の見地からの検討を加えることで、重大な環境影響についてより柔軟な環境保全措置の実施を可能とするためのものであり、その段階で収集された環境情報や環境配慮の検討内容が、その後の手続において効果的に活用されることが重要である。

以上のことから、以下の措置を講ずる必要がある。

1. 配慮書以降の検討経緯等について

「東京都西南部の流通業務施設に関する整備方針」において決定されている位置・規模やその決定の経緯、流通業務ゾーン及び自然環境保全ゾーンの配置・構造に関する考え方に加え、その規模に関する考え方について、方法書以降の図書に記載すること。

また、従前より事業者等が実施していた追跡調査の結果を十分に踏まえつつ、配慮書手続以降の当該事業の具体化の過程において、環境の保全の配慮に係る検討を行った上で、その検討経緯・内容についても、方法書以降の図書に記載すること。

2. 希少猛禽類について

オオタカを含む希少猛禽類の繁殖・営巣状況について継続して現地調査を行い、必要に応じて専門家から意見聴取を行うなどにより、希少猛禽類に対する適切な環境の保全の配慮に係る検討を可能とする調査データの取得に努めること。

3. 水生生物等について

事業の実施により想定される溪流、沢の埋立や水量の減少等を原因としたサンショウウオ類やホタル類等の水生生物の生息環境の大幅な減少が懸念されることから、水生生物を含む希少種の生息・生育環境への影響についての専門家からの意見聴取方法及びその結果、希少種の分布状況を含めた適切な調査、予測、評価手法及びその結果について、方法書以降の図書に記載すること。

また、地下水位及び溪流等の河川流量に関する継続的な調査及びその結果について、方法書以降の図書に記載すること。

さらに、事業計画地周辺におけるサンショウウオ類やホタル類等の水生生物の生息適地調査の実施について、可能な限り方法書以降の図書に記載すること。

4. 景観について

景観に関する評価に当たっては、視認可能性のある展望地ごとに眺望構成要素を的確に把握して、事業計画地との関係を分析するとともに、定量的な指標を用いるなど客観的根拠を基に分析すること。

また、それらを踏まえた調査、予測、評価手法及びその結果について、方法書以降の図書に記載すること。

なお、その他環境要素についても、参考項目を勘案しつつ、事業特性及び地域特性に応じて項目の選定を行い、方法書以降の図書に反映させること。